

及び体制整備に資する施策の検討及び実施

犯罪被害者等の PTSD 等について、診断・治療を行う専門家が不足していることを前提に、高度な専門家の養成等に資する施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】

- 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、捜査・裁判等を見通したケア、検査等を行うことのできる専門家の養成のための施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
- 加害者に関する情報提供の拡充

更生保護官署と保護司の協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め検討し、2年以内に実施。【法務省】
- 犯罪被害者等に関する情報の保護

①公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②証拠開示の際に被害者の氏名等が関係者に知られないように求めることができる制度の導入に向け2年以内に検討し、実施。【法務省】

犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直し。【総務省】
- 職員等に対する研修の充実等

関係省庁において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実。

等 69の施策

〈重点課題③「刑事手続への関与拡充への取組」に係る具体的施策〉

- 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

犯罪被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施。【法務省】

等 43の施策

〈重点課題④「支援等のための体制整備への取組」に係る具体的施策〉

- どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施

犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省から成る検討のための会を設置し、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会】
- 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

犯罪被害者等の出会いや、各団体の活動紹介のため、犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設。【内閣府】
- 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

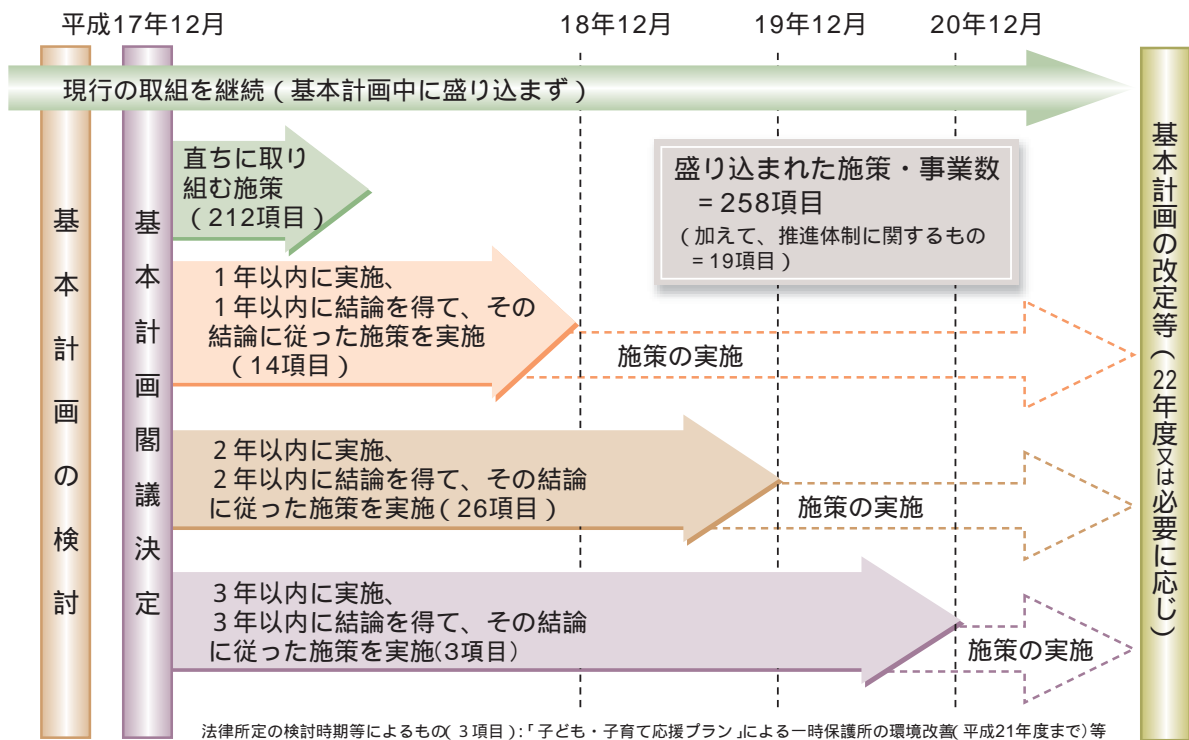
犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況やその経過を把握するため、一定の周期で継続的調査を実施。【内閣府】
- 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

民間の団体に対する財政的援助について、現状より手厚くする必要があることを前提に、財源も含めた総合的な在り方を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省から成る検討のための会を設置し、2年以内に調査し、施策を実施。【検討のための会】

〈重点課題⑤「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」に係る具体的施策〉

- 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
学校教育の中で、生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、事業の実施、教材開発等。【文部科学省】
- 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施
「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施。【内閣府】
- 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
国民が犯罪等による被害について考える機会として、様々なテーマを議論する啓発事業を開催。【内閣府】
- 犯罪被害者等に関する個人情報の保護
警察による発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮。【警察庁】

今後検討を行っていく事項について



推進体制について、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、基本計画に下記が盛り込まれている。

- ・国として施策の推進に必要な事項として、①国の行政機関相互の連携・協力、②地方公共団体との連携・協力、③その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- ・国として施策の策定及び実施において踏まえるべき事項として、④犯罪被害者等

の意見の施策への適切な反映、⑤施策策定過程の透明性の確保

- ・推進会議の所掌事務等に関連して、⑥施策の実施状況の検証・評価・監視、⑦フォローアップの実施、⑧基本計画の必要な見直し